



議決権行使ガイドライン

本書はティー・ロウ・プライス・インベストメント・マネジメント（以下、「TRPIM」）の議決権行使ガイドラインです。本書は年次で見直し更新します。

2022年3月7日

議決権行使責任

- TRPIMは、企業の株主としての特権の一つは株主決議事項に対する議決権にあるという原則に則し、これを遵守します。
- TRPIMは、投資アドバイザーを務める登録投資会社および顧客より受託している運用資産について議決権行使の権限を与えられており、顧客に対する受託者責任の下、投資先企業に関する議決権を行使します。

ティー・ロウ・プライス・インベストメント・マネジメントの議決権行使ガイドライン

監査

監査役の承認

原則として監査役の承認に賛成します。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、監査役と監査委員会メンバーの両方またはそのいずれかの承認に反対します。

- 監査役が会社と金銭的な利害または関連があるため独立していない場合
- 監査役が会社の財務内容に関して正確ではない意見または財務内容と異なる意見を表明したと信じる理由がある場合
- 監査役が会社の直近の財務諸表に関して反対意見を表明している場合
- 適用会計規則に基づく内部統制の評価にて深刻な懸念を生じさせる水準に達している場合、内部統制が慢性的に脆弱な場合、または有効な統制の仕組みが欠如している場合
- 委員会が監査役と不適切な補償契約を締結していることを示す明らかな証拠がある場合
- 監査以外の報酬が監査関連の報酬と比べて過剰で、適切な説明がなされていない場合

監査役への補償および 免責

原則として、株主が監査法人に対して合法的な手段をとることができる範囲を制限するような監査役への補償および免責には反対します。

取締役の選任

取締役の独立性

原則として、独立取締役が過半数を占める候補者については賛成します。

多議決権株式による支配ではなく、経済的所有によって企業を支配する株主（または株主グループ）がいる場合は、独立取締役が過半数に満たない場合でも賛成します。

以下のいずれかに該当する場合は、個別の取締役について反対します。

- 監査委員会、報酬委員会または指名委員会の委員である社内取締役および関係会社の社外取締役を務めている場合
- 取締役会および委員会にて予定された会合の25%以上を特別な事情なく欠席した場合
- 多数の企業の取締役を務めることで、取締役としての効力に懸念が生じる場合。未上場企業における取締役の構成は二次的な考慮事項であり、懸念が生じるのは以下の状況下です。
 - 5社以上の上場会社の取締役である場合
 - 上場会社のCEOでさらに1社以上の上場会社の取締役を務めている場合

以下のいずれかに該当する場合は、指名委員会やコーポレート・ガバナンス委員会のメンバーおよび筆頭独立取締役（または独立取締役会議長）について反対します。

- 特定のクラスの株式に別のクラスの株式より大きな議決権を与えているデュアルクラス株式を採用している米国上場企業に対し、TRPIMではコーポレート・ガバナンス基準設定に対して責任を有している取締役会の主要メンバーについて反対します。TRPIMでは、長年にわたる米国株式市場への投資を通じて、デュアルクラス株式を発行している企業は、合理的な期限を定めたサンセット条項がない限り、長期的には利点よりも多くの不利益を投資家にもたらすという結論に達しました。近年では、IPOのためにデュアルクラス株式を発行する企業の数が増加していることを警戒しています。当該企業における指名委員会やガバナンス委員会メンバーの再選を支持することにより、実際は反対であるデュアルクラス構造を無期限に維持してもよいという意思表示として受け取られることは不本意であると考えています。期待リターンが総合的なリスクを上回ると予測される場合、デュアルクラス株式を発行している企業であっても、投資を継続する場合があります。ただし、当該企業が時間の経過とともに1株1議決権の資本構造への移行を促すための対話を行う責任があると考えています。デュアルクラス株式を発行している企業は、その議決権の構造上、取締役会メンバーに対する当社の反対票が結果を変える可能性はありませんが、当社議決権行使ガイドラインとともに対話を行うことは、投票権の異なるデュアルクラス株式の発行は長期的に投資家の利益にならないという当社の考え方を表明するには適切な方法であり有意義であると考えています。
- 取締役の期差任期制を買収防衛策と共に長期にわたり維持する米国上場企業については、期差任期制を廃止する仕組みの構築を求め、指名委員会やコーポレート・ガバナンス委員会のメンバーおよび筆頭独立取締役または独立取締役会議長について反対します。

以下のいずれかに該当する場合は、報酬委員会のメンバーについて反対します。

- 原資産の実勢価格が行使価格を下回っている株式、現金またはその他の対価によるオプションについて、企業が株主の事前の承認を得ることなく、行使価格を変更している場合
- 企業が業績およびその他の要因を考慮して不適切な報酬慣行を示している場合
- 報酬委員会のメンバーが過剰な役員報酬または退職慰労金制度を承認している場合

以下のいずれかに該当する場合は、取締役会全体、特定の委員会メンバーまたはすべての取締役について反対します。

- 取締役が過半数の株主により承認された議案に従って適切な行動をとらなかった場合
- 取締役が株主の承認を得ることなくポイズンピルを導入した場合。ただし、取締役会が向こう12か月以内にポイズンピルを決議にかけることを約束している場合を除きます。
- 取締役が株主の利益を持続的に代弁していない、または環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する重大なリスクの監督を怠っているとTRPIMが考える場合
- 一人または複数の取締役が前年に過半数の支持を得られなかった後に退任しなかった場合

取締役の多様性方針

取締役会の多様性はTRPIMを含む多くの投資家にとってますます重要な課題です。大まかに言えば、平均的な企業における取締役会の構成は、企業を代表する従業員、顧客、サプライヤー、地域社会または投資家など利害関係者の多様性をまだ反映していません。経験上、多様性のない取締役会の構成は最適ではなく、企業の長期的な競争力に対する潜在的なリスクをもたらしています。TRPIMでは、多様性は多くの側面を有するものの、取締役会が有意に多様であるとみなされるには、性別または民族による多様性がある程度示されなければならないと考えています。北米の企業については、原則として、性別の面で多様性がないと当社が判断するガバナンス委員会メンバーの再選に反対し、2023年以降は人種の面で多様性がないと当社が判断する場合にガバナンス委員会メンバーの再選に反対します。

取締役会会長の 独立性要件

主として取締役会会長を分離された役職とするべきか否かについてはポートフォリオ・マネジャーの見解を優先し、個別に判断します。二次的には、取締役会の筆頭独立取締役の役割や取締役会全体の構成を考慮して判断します。

過半数決議

過半数決議は説明責任を果たす仕組みとして不可欠です。取締役候補者が定時株主総会において過半数の賛成票により選任されることを定めるプロセスを開始するよう取締役会に求める提案には賛成します。決議は候補者数が取締役会の定員を上回る場合には多数決基準を採用することを定めなければなりません。

主なガイドライン

委任状争奪

対象企業の同業他社と比べた長期財務成績、経営陣の実績、株主が指名した候補者の実績などの要素を考慮し、個別に判断します。

プロキシアクセス

TRPIMは、合理的な制限の下で、一定以上の株式を保有する長期投資家が企業の委任状勧誘書類を用いて取締役候補者を指名できるようにするべきと考えています。よって原則として、プロキシアクセスに関してバランスのとれた制限および要件を提案する株主提案には賛成します。プロキシアクセスの基準として、発行済株式総数の3%かつ3年間保有という基準を支持します。発議者がプロキシアクセス権を取得するために他の株主の持分と合算することを不当に妨げるべきではないと考えています。原則として、上記の基準と大きく乖離している要件を定める提案（株主提案か会社提案かを問いません。）には反対します。また、企業が既に上記の一般的な基準を満たす定款を採用している場合、既存のプロキシアクセス条項を変更する株主提案にも反対します。

ポイズンピルの導入 または変更 (会社提案)

原則として反対します。カナダでは、適切な株主保護措置が取られている場合は賛成を考慮します。株主が既にポイズンピルを承認している場合、または企業が12か月以内に株主に承認の権利を与える意思を示している場合を除き、ポイズンピルの変更/廃止（株主提案）に賛成します。

毎年の取締役選任 対期差任期制

取締役を複数年の期差任期制で選任する提案には反対します。取締役の期差任期制を廃止し、すべての取締役を毎年選任する提案には賛成します。取締役の期差任期制を採用している企業が10年以上にわたり独立した上場会社である場合は、すべての取締役を毎年選任する方式に転換するべきと考えています。

累積投票の採用

反対

株主の臨時株主総会 招集権

株主に臨時株主総会招集権を認める提案については、(a) 企業が株主に当該権利をまだ与えていない場合、または(b) 臨時株主総会を招集できる議決権の最低基準が25%以上の場合は賛成します。必要とされる株主の基準値を25%以下に引き下げる提案には反対します。株主の臨時株主総会招集権を制限または禁止する提案には反対します。

書面同意による 株主行動権

原則として、書面同意による株主行動権を求める株主提案には反対します。書面同意は、投資家のアクセスを可能にする公正または有効な方法ではないと考えます。

単純多数対スーパー マジョリティ条項

株主のスーパーマジョリティによる決議を求める提案には反対します。原則として、株主の承認を必要とするすべての議案に関して単純多数決制を採用する提案には賛成します。

主なガイドライン（続き）

会社設立州（国）	会社設立地の国内における州間の移転については個別に判断します。会社設立地を海外へ移転する提案には反対します。オフショアのタックスヘイブンで設立された企業の米国への移転を求める提案には賛成します。会社設立地を別の州に移転する株主提案には反対します。
デュアルクラス株	議決権の格差を有する異なるクラスの株式を発行する提案には反対します。1株1議決権の資本構造を実施する提案には賛成します。詳細は、前述のデュアルクラス株式を発行している企業における取締役の選任に関する当社のガイドラインを参照してください。
普通株授権枠の追加	個別に判断します。
株式併合	原則として、授権株式数を比例して削減する提案には賛成します。
優先株	原則として、企業が議決権、配当権、転換権およびその他に関し容認しうる権利を定める場合、優先株クラスの創設には賛成します。議決権、配当権、転換権およびその他の権利を定めない白地優先株の創設には反対します。
取締役報酬	原則として、社外取締役に現金報酬を授与する提案については、報酬が過剰ではない限り賛成します。原則として、合理的な持株ガイドラインに従い、適切な支給スケジュールがあり、現金と株式の組み合わせが適切で、適切な開示がなされ、退職後の給付や役員特典など不適切な給付を含まない株式報酬制度には賛成します。
合併、買収および企業再編	個別に判断します。主にポートフォリオ・マネジャーの判断に基づきます。
株主総会またはその他の事業の延期	企業は株主総会当日における決議に準拠すべきであるため、反対します。
セイ・オン・クライメート提案（会社提案）	企業の属するセクター、現状の開示水準、目標、当社の責任投資モデルにおける環境スコアを考慮し、個別に判断します。
社会または環境問題に関連する株主提案	TRPIMでは、社会または環境問題に関連するすべての株主提案を個別に分析します。
政治献金およびロビー活動に関連する株主提案	個別に判断します。原則として、政治活動またはロビー活動への関与が特定の企業に固有のリスクをもたらすと考えられ、取締役会が当該リスクを適切に監督、監視しているか否かが不明の場合、追加情報の開示を求める株主決議を支持します。当該事項に関し、同業他社と比べた企業の開示水準に加え、ESGの問題に関する企業の公式声明およびロビー活動の内容も考慮します。

ティー・ロウ・プライス・インベストメント・マネジメントの議決権行使方針とプロセス

議決権行使責任

TRPIMは、議決権行使を資産運用業務の中核を成す責務と考えています。TRPIMは、投資アドバイザーを務める登録投資会社および顧客より受託している運用資産について議決権行使の権限を与えられています。TRPIMは、議決権行使の権限を与えられた顧客口座で保有する有価証券について、顧客の利益を最大化するためにすべての議決権を行使するように努めます。

受託者責任および議決権行使における考慮事項

TRPIMは、顧客の利益を最大化するためにのみ議決権を行使する受託者責任を負っていると考えています。その意図は、可能な限り、受託者としての義務および責任に合致するように議決権を行使することです。TRPIMが特定企業の投資対象としての魅力度を判断する際に考慮する主たる要素の一つは、経営陣の質と厚みです。投資先企業の経営陣は、当該企業の日常業務に加え、長期的な方向性と戦略の立案について責任を負っているため、TRPIMは、経営陣が通常、関連する取締役会の監督の下、株主の利益に資する判断を下す最適な立場にあると考えています。よって、TRPIMの議決権行使ガイドラインは、企業の日常業務に関する経営陣の判断に置き換わる判断を下すことを意図するものではありません。むしろ、議決権行使ガイドラインは、企業の経営陣および取締役会の株主に対する説明責任を推進し、経営陣の利益と株主の利益を一致させ、企業がコーポレート・ガバナンスおよび開示に関するベスト・プラクティスを採用するように奨励することを目的としています。

ポートフォリオ・マネジャーは、各企業および決議事項に応じた事実と状況に基づいて、顧客の利益を最大化するために議決権行使の判断を下す責任を負っています。運用担当者は、議決権行使の判断を下す際に、独自の内部リサーチに加えて、議決権行使ガイドライン、企業の公的届出、取締役会の推奨、実績、国固有のベスト・プラクティス規範、外部リサーチ・プロバイダーからのインプットを含む追加要素を考慮します。TRPIMの運用担当者は、議決権行使の判断に関して、関連会社である投資アドバイザーの運用担当者と連携しません。TRPIMは、独立した立場から議決権行使の判断を下します。

TRPIMは、顧客の議決権をすべて行使するように努めます。議決権行使のコストが顧客にもたらされると期待される利益を上回る時など、一定の状況において、TRPIMは、議決権を行使しないことが顧客の利益を最大化すると判断する場合があります。例えば、国際投資にかかる実務面およびコスト面から、議決権を行使することが不可能な場合や不利益となる場合があります。加えて、TRPIMは、顧客固有の議決権行使ガイドラインに従って議決権行使を辞退する権利を留保しています。

方針および手続きの管理

環境・社会・ガバナンス（ESG）コミッティー：TRPIMの環境・社会・ガバナンス（ESG）コミッティーは、コーポレート・ガバナンスおよびその他の決議事項に関する立場を定める責任を負っています。TRPIMのESGコミッティーは、議決権行使ガイドラインを定め、TRPIMのポートフォリオ運用部門のためのリソースとしての役目を果たしますが、いかなる顧客についても議決権を行使する権限を有していません。議決権行使の権限および責任は、特定のポートフォリオ・マネジャーが負っています。

責任投資およびガバナンス・チーム：責任投資およびガバナンス・チームは、環境・社会・ガバナンス（ESG）要因の資産クラス全般にわたる投資プロセスへの統合を監督します。このチームは、すべての開催予定の株主総会にかかる議案をレビューし、環境・社会性のある事項を含め、企業固有の推奨を行う責任を負っています。

議決権行使チーム：TRPIMの関連会社の従業員で構成されるチームが、裁量権の行使を伴わない執行プロセスである議決権行使プロセスの管理・業務面について責任を負っています。このチームは、TRPIMとその関連会社である投資アドバイザーの間で議決権行使判断の共有を防止する方針を順守します。

議案のレビュー、プロセスおよび投票の方法

TRPIMは、議決権行使およびコーポレート・ガバナンス分野の専門家であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ（以下「ISS」）より議決権行使にかかるサービスの提供を受けています。このサービスには、議決権行使の推奨、調査、執行および行使報告書が含まれていますが、ISS標準方針の推奨を利用してTRPIMの代わりに投票を行う自動化されたプロセスは含みません。TRPIMのESGコミッティーが承認する議案別議決権行使ガイドラインに則って議案を行使するために、ISSはカスタマイズ議決権行使方針を管理し、当該方針に基づきTRPIMが議決権行使を担う口座において議決権行使事務作業を執行する役割を担っています。

TRPIMは、ISSの議決権行使エージェント・サービスを利用して、顧客口座で保有する企業について開催予定の株主総会の招集通知を受領するとともに、カストディ銀行に投票を伝送します。ISSは、顧客の保有銘柄を記録し、送られてくる議決権行使書と照合します。

議決権行使書が期限内に届かない場合、ISSは然るべきカストディ銀行または議決権行使書配布エージェントからこれら入手します。株主総会や基準日の情報は日々更新され、ISSのアプリケーションであるProxyExchangeを通じてTRPIMに送られます。

ISSは毎日、開催予定の株主総会、総会議案、主な議決権行使事項について論じた刊行物、およびカスタマイズした行使推奨の包括的な概要を、TRPIMのカスタマイズしたProxyExchange環境に送付し、議決権行使のリサーチおよびプロセスを支援します。議決権行使の判断に関する最終的な権限と責任は、TRPIMが保持しています。

利益相反の管理体制

TRPIMのESGコミッティーは、議決権行使に関してTRPIMまたはその関連会社とその顧客の間で発生しうる利益相反に対し管理監督責任を有しています。まず、議決権行使が顧客以外の利益に影響を受けないように防止措置を講じています。TRPIMのESGコミッティーにはリレーションシップ・マネジャー、マーケティングまたはセールスに従事する者は含みません。そして、TRPIMのESGコミッティーは議決権行使ガイドライン策定においてあらかじめ想定される利益相反を排除しています。よって、ほとんどの場合、生じうる利益相反に適切に対応しているものと考えられます。TRPIMのガイドラインに反して行使された議決権議案については、TRPIMのESGコミッティーがポートフォリオ・マネジャーの判断根拠が妥当かを判断するため、ガイドラインから外れる行使議案についてすべて見直しています。TRPIMのESGコミッティーは、これらガイドラインから外れる行使がTRPIMと投資先企業との取引関係またはその他の関係により影響を受けているか否かについても調査します。利益相反が疑われる議案については、迅速に投票前に対応するため、TRPIMのESGコミッティーの特定のメンバーに判断を委ねます。

社員による個人的な利益相反に関しては、ティー・ロウ・プライス・グループの倫理規範により、すべての従業員は自己の利益と顧客の利益が相反する可能性のある「不適切な状況」に身を置くことを回避するように義務づけられており、特定の社外事業活動に従事できないように制限していますが、利益相反が疑われる場合、ポートフォリオ・マネジャーまたはTRPIMのESGコミッティーのメンバーは、その議案に関して議決権行使への関与は禁止されています。

特殊な利益相反における管理体制 - TRPIMは、関連会社のファンド（以下、「ティー・ロウ・プライス・ファンド」）が他のティー・ロウ・プライス・ファンドに投資している場合、当該保有ファンドに係る議決権を有しています（ファンド・オブ・ファンズを含む）。この場合は、（ティー・ロウ・プライス・リザーブ・インベストメント・ファンドを除き）保有しているファンドの受益者による投票と同様に投票することとしています。

議決権行使ポリシー

TRPIMのESGコミッティーは、すべての定期的に議案となるカテゴリーの会社提案および株主提案について、具体的な議決権行使ガイドラインを採用してきました。多くのガイドラインは、各決議事項の事実と状況が異なる可能性を反映して、「個別に判断」を示唆しています。

債券運用戦略

債券ポートフォリオにかかる議決権行使は、議決権行使チームがTRPIMのESGコミッティーにより定められたガイドラインを利用して管理します。債券戦略は、同意事項、事業再構築や再編の提案など特定の債券に固有の事項ではない限り、原則として株式口座で保有する有価証券に対する議決権行使の判断に従います。

シェアブロッキング

シェアブロッキングとは、一部の国において議決権行使のために関係する株式の売買を「凍結」する慣行です。シェアブロッキングが適用される市場では、議決権が行使されると、カストディ銀行またはサブカストディ銀行が株主総会前に当該株式の売買を自動的に凍結します。TRPIMは、原則として、当該事項がブロックされた株式の流動性の喪失を上回る重大な経済的影響を与えない限り、シェアブロッキングが行われる国では議決権を行使しない方針です。

有価証券の貸付

ティー・ロウ・プライス・ファンドおよび機関投資家の顧客は、インカム収入を得るために貸付有価証券プログラムに参加することがあります。通常、議決権は貸し付けられた有価証券に付随しますが、貸付契約は、カストディ銀行に適切な事前通知を行うことにより、貸付を終了し、貸し付けた証券を回収する権利を貸し手に与えています。TRPIMは原則として、議決権行使により貸し付けられた有価証券の価値に影響を及ぼす可能性がある重大な事由があると当社が判断しない限り、貸し付けられた有価証券については議決権を行使しません。この場合、当社は、開催予定の株主総会において議決権を行使するため、貸し付けられた有価証券を回収する裁量権を有します。また有価証券の貸付状況およびそれが議決権行使に及ぼす影響を月次にてモニタリングしています。

特定の米国銀行の議決権行使に関する制約

TRPIMの持ち株会社であるティー・ロウ・プライス・グループ、インカムは、米連邦準備制度理事会（FRB）から取得している特例措置（以下「FRB特例」）により、ティー・ロウ・プライス・グループはある条件の下、顧客資産において銀行、銀行持株会社、貯蓄貸付持株会社または貯蓄組合（それぞれにつき、以下「銀行」）の議決権株式を対象会社における議決権株式の10%以上（ただし実質所有権の15%以下）取得することができます。

この場合、ティー・ロウ・プライス・グループが受託している顧客資産にて銀行の議決権株式全体の10%を超えて保有する銀行株式部分（以下「超過株式」）の議決権行使の投票に制約が課されます。FRB特例では、超過株式の議決権行使については他のすべての株式と同じ割合で行使する（いわゆる「ミラー投票」）ように最善の努力をする、また当該ミラー投票ができない場合、超過株式に係る投票を棄権することを義務付けています。よって、ティー・ロウ・プライス・グループ（およびTRPIM）では、10%超の実質所有権を保有している銀行の議決権行使については、当該株式を保有しているすべての顧客口座にわたり比例按分により超過株式に相当する割合を決定し、10%以下の部分についてティー・ロウ・プライス・グループの議決権行使方針に基づき行使を行います。

レポートिंग、記録保管および監督

TRPIMのESGコミッティーおよび議決権行使チームは、TRPIMの議決権行使に対して以下を含む監督および確認業務を遂行します。(1) 定期的に議決権行使のサンプルを抽出し、TRPIMの議決権行使ガイドラインに準拠して行使されたことを確認します。(2) 年1回以上、議決権行使方針およびガイドラインの適切性をレビューし、議決権行使が顧客の利益を最大化するために行われるように引き続き合理的に設計されているか否かなど、それらが有効に実行されていることを確認します。

(3) 採用された議決権行使助言会社が、その人員体制および方針の適切性と質など、決議事項を適切に分析する能力と資格を有するか否かについてデュー・デリジェンスを行います。(4) 採用された議決権行使助言会社および当該助言会社が、(i) 決議事項に関して現在の正確な情報に基づきリサーチを作成するとともに、(ii) 利益相反および議決権行使助言会社が提供するサービスの特性と質を検討する上で適切と考えるその他の考慮事項を特定し、それらに対応する能力に関する手続きを監督します。

TRPIMは、議決権行使概要報告書を、要請に応じて、議決権行使権限をTRPIMに付与した機関投資家顧客に提出します。報告書には、投資先企業、株主総会の開催日、総会議案、期間中に顧客のために行った投票および各議案に関する立場を記載します。報告書は通常、四半期または1年を対象期間とし、要請に応じて当該顧客に提供されます。

TRPIMは、委任状勧誘資料、企業の経営陣の立場に反対する投票に関するメモ、異なる投票を行った株式に関する文書を保管します。加えて、TRPIMの議決権行使ガイドライン、TRPIMのESGコミッティーの会議資料、その他の議決権行使判断に関係する内部リサーチなどの重要文書を適用要件に従って保持します。

INVEST WITH CONFIDENCESM

ティー・ロウ・プライスは、お客様に信頼していただける優れた運用商品とサービスを長年にわたってご提供することに注力しています。

T.RowePrice[®]

重要情報

本資料は情報目的のみで提供され、特定の投資行動を取る投資助言または推奨を意図するものではありません。

本資料に記載される情報は、2022年3月7日現在のものであり、予告なしに変更されることがあります。これらの見解は、ティー・ロウ・プライスの他のメンバーの見解とは異なる場合があります。

本情報は、現在または過去の推奨、何らかの投資助言、あるいは何らかの証券または投資サービスの売買の募集の勧誘を意図するものではありません。提供された見解や意見は、特定の投資家または投資家タイプの投資目的や財務状況を考慮に入れていません。投資家は、投資判断を行う前に、自身の状況を考慮する必要があります。

本資料に記載される情報は、当社が信頼できると考える情報源に基づいていますが、当社はその正確性を保証しません。

© 2022年 ティー・ロウ・プライス。全ての権利はティー・ロウ・プライスに帰属します。「T. ROWE PRICE, INVEST WITH CONFIDENCE」および大角羊のデザインは、ティー・ロウ・プライス・グループ、インクの商標または登録商標です。